

2 資金不足比率	該当なし
-----------------	-------------

令和4年度末において、資金不足が生じた公営企業会計はないため、資金不足比率は該当ありません。

参考値として資金不足額の比率を算定すると、下記のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{資金不足（剰余）額〔歳出（+算入地方債）-歳入（-解消可能資金不足額）〕}}{\text{事業の規模（営業収益）}} \times 100$$

【例：簡易水道事業特別会計の場合】

$$\frac{\text{歳出（111,483千円）-歳入（121,843千円）} = \blacktriangle 10,360 \text{千円}}{\text{事業の規模（48,432千円）}} \times 100 = \blacktriangle 21.4\%$$

○各公営企業の資金不足（剰余）比率

	会計名	R4年度 資金不足 (剰余)額 (千円)	R4年度 事業の規模 (千円)	比率 (%)	経営健全化基準 (20%)に相当する 資金不足額 (千円)
1	簡易水道事業特別会計	▲ 10,360	48,432	(▲ 21.4)	9,686
2	下水道事業等特別会計	▲ 42,135	17,385	(▲ 242.4)	3,477

※不足額を算出しているため、剰余額等はマイナス（▲）表示となります。

※各会計の資金剰余金は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額になります。